利用までの基本的な流れ

* 『ススミダス』にご連絡いただければ、担当者 から説明させていただきます。

STEP.1

市町福祉課へ申請

STEP.2

相談支援事業所と面談

STEP.3

サービス等利用計画案を作成

STEP.4

福祉サービス受給者証が発行される

STEP.5

サービス利用開始

利用料金について

●児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援(児童福祉法に基づくサービス)

利用料金の1割相当が保護者負担額となりますが、月ごとの利用者負担には上限があり、利用料の1割相当額と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1カ月当たりの利用者負担額になります。

また、令和元年 10 月より就学前の子どもを支援するため、 児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割28万円*未満)	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

ご案内図



連絡先

〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1121

> TEL 055-939-5875 FAX 055-939-7167

随時見学受付中

お気軽にお問い合わせください



静香会





of ofe of ofe of ofe of ofe of

一人ひとりに、新しい力と、景色を。

to alo to alo to alo to alo to

.

